

長	崎	県	の
賃	金	事	情

令和7年3月



厚生労働省

長崎労働局労働基準部賃金室



統計表について

- 1 この統計資料は、令和5年（2023年）および令和6年（2024年）の賃金構造基本統計調査等の統計資料を基に作成したものである。
- 2 統計表の出所については、脚注に掲げている。
- 3 統計表で規模と表示したものは、特に説明がない限り、事業所規模を示している。
- 4 賃金構造基本統計調査について
主要産業に雇用される労働者の、毎年6月末現在の賃金の実態（職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等）を明らかにすることを目的とした調査である。
なお、賃金構造基本統計調査における主な用語は以下のとおり。

常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

期間を定めずに雇われている労働者

1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者以外の労働者をいう。

短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

賃金構造基本統計調査の各統計表は、特に説明がない限り、常用労働者のうち一般労働者（短時間労働者を除いたもの）について集計したものである。

所定内実労働時間数

総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働日の所定労働時間内（始業時刻～終業時刻）に実際に労働した1か月の総時間数を示す。

超過実労働時間数

事業所の就業規則等で定められた所定労働日の所定労働時間（始業時刻～終業時刻）以外及び所定休日に実際に労働した時間の1か月の総時間数をいう。

きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

所定内給与額

きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額(時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交替手当)を差し引いた額をいう。

1時間あたり所定内給与額

労働者ごとに所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものの。円未満の端数は四捨五入している。

年間賞与その他特別給与額

調査対象年の前年1年間（原則として1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額をいう。

本統計表に関するお問い合わせ先



厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階

095-801-0033

賃金構造基本統計調査結果、その他各種調査結果は下記より確認できます。

政府統計の総合窓口（e-Stat） <https://www.e-stat.go.jp/>

目 次

1 賃金構造基本統計調査結果（令和5年）からみた賃金の状況等

(1) 長崎県のきまって支給する現金給与額等の推移（産業計） （所定内実労働時間数（男女計）含む）	1
(2) 長崎県のきまって支給する現金給与額等の推移（産業計） （平成18年～令和5年）	2
(3) 長崎県の産業・規模別きまって支給する現金給与額	3
(4) 九州・沖縄各県の男女別のきまって支給する現金給与額 （産業計・企業規模計10人以上）	4
(5) 九州・沖縄各県の産業別の所定内給与額 （男女計・企業規模計10人以上）	4
(6) 長崎県の年齢・産業別きまって支給する現金給与額 （企業規模計10人以上）	5
(7) 九州・沖縄各県の短時間労働者の時間当たりの 所定内給与額及び平均年齢（企業規模5～9人）	6
(8) 九州・沖縄各県の短時間労働者の時間当たりの 所定内給与額及び平均年齢（企業規模計10人以上）	7
(9) 九州・沖縄各県の性別、学歴別新規学卒者所定内給与額 （企業規模計10人以上・産業計）	8
(10) 長崎県の性別、学歴別新規学卒者所定内給与額 （企業規模計10人以上）の推移	9
(11) 九州・沖縄各県の年間賞与その他特別給与額（企業規模計10人以上）	10
(12) 長崎県の産業別年間賞与その他特別給与額（企業規模計10人以上）	10

2 賃上げ状況等

(1) 全国の民間主要企業春季賃上げ妥結状況 <加重平均>	11
(2) 令和6年全国主要企業の状況（産業別） <加重平均>	11

3 地域別最低賃金

(1) 令和6年度地域別最低賃金の決定状況	12
(2) 長崎県最低賃金の推移	13

4 特定最低賃金

(1) 令和 6 年度特定最低賃金の決定状況 (業種別)	14
(2) 長崎県特定最低賃金の推移	
はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金	16
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金	16
船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金	17

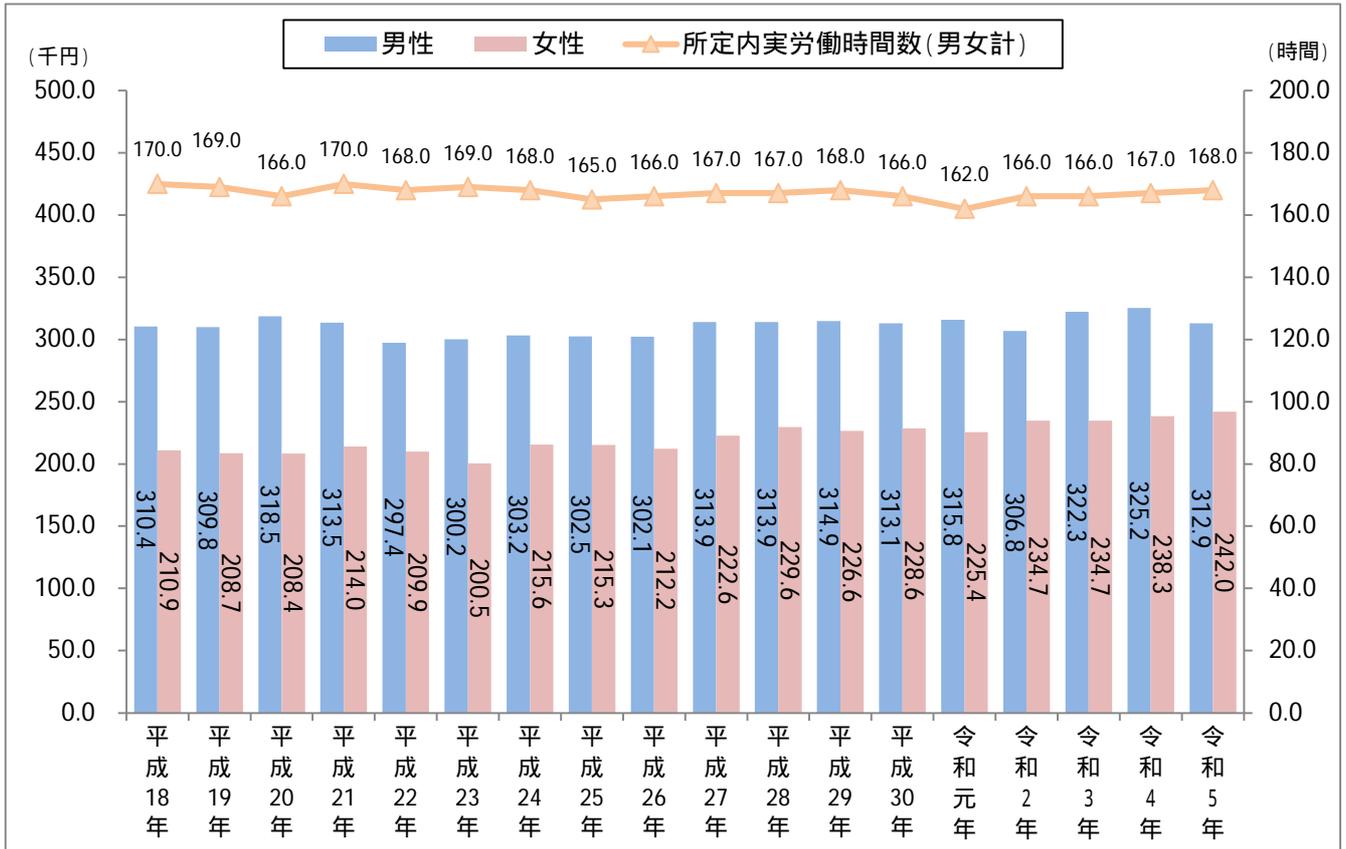
1 賃金構造基本統計調査結果 (令和5年) からみた賃金の状況等

(1) 長崎県のきまって支給する現金給与額等の推移 (産業計) (所定内実労働時間数(男女計)含む)

長崎県の所定内実労働時間数(男女)は168時間で前年から1時間増加しており、全国平均の男女計も166時間で前年から1時間増加している。長崎県と全国との差は2時間で前年と同じになっている。

長崎県の「きまって支給する現金給与額」は、男性は前年より減額となっているが女性は増額となっている。全国平均額は、男女とも増額となっている。

長崎県の「きまって支給する現金給与額」の男女計は、全国平均を100とした場合、80.4で、前年の85.6に比べ全国との差は5.2ポイント広がっている。



長崎県と全国平均との比較

		所定内実労働時間数(時間)		所定内実労働時間数の順位(長い順)		きまって支給する現金給与額(千円)		きまって支給する現金給与額の順位(高い順)		きまって支給する現金給与額全国平均を100とした場合の比率	
		令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
全国平均	男女計	165	166			340.1	346.7				
	男性	167	168			376.5	385.4				
	女性	163	163			276.3	280.7				
長崎県	男女計	167	168	3	1	291.1	278.8	34	42	85.6	80.4
	男性	168	170	7	1	325.2	312.9	34	41	86.4	81.2
	女性	165	165	3	3	238.3	242.0	37	39	86.2	86.2

資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

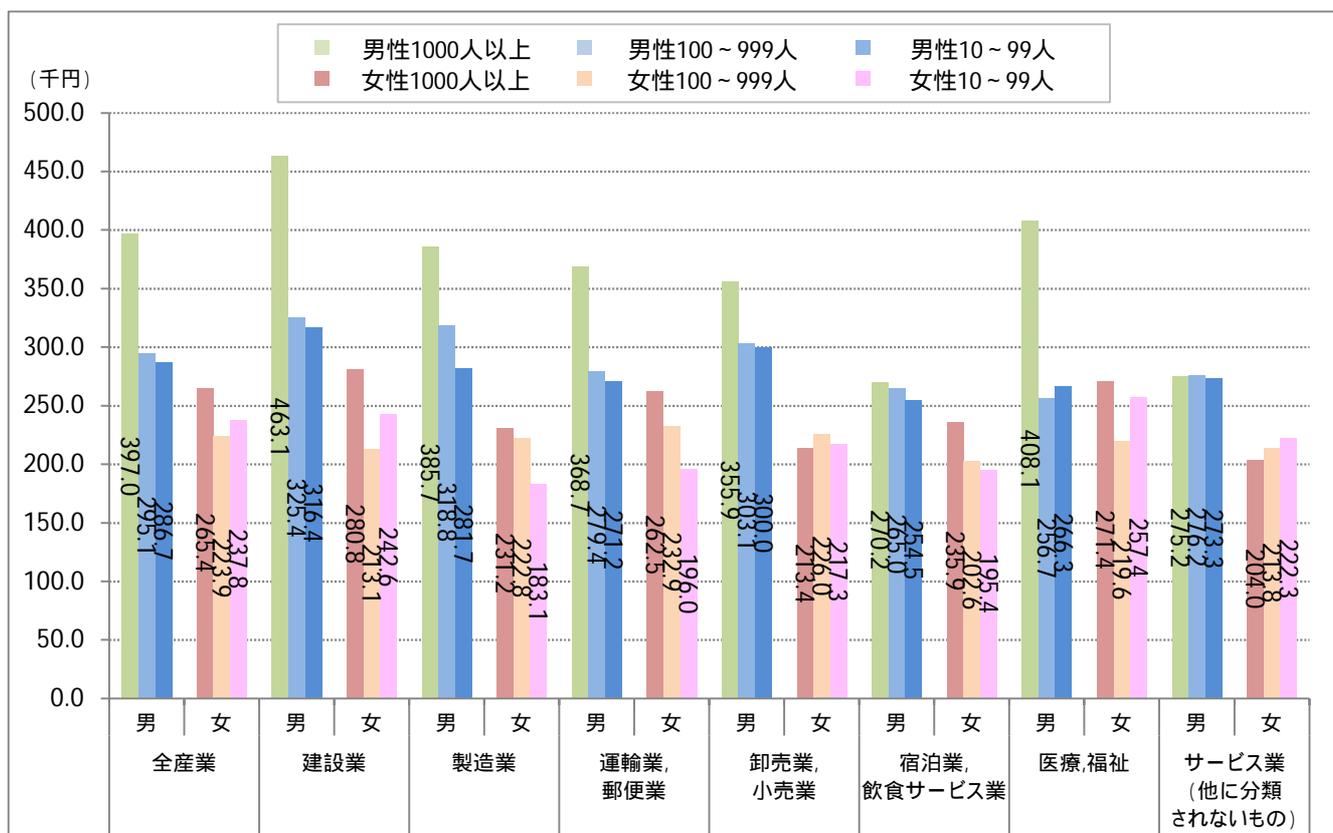
(2)長崎県のきまって支給する現金給与額等の推移(産業計)

性・年	年齢	勤続年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給する 現金給与額	所定内給与額	年間賞与 その他 特別給与額
	歳	年	時	時	千円	千円	千円
男性労働者							
平成 18 年	42.3	13.0	171	17	310.4	279.7	763.9
平成 19 年	42.6	13.2	171	16	309.8	281.6	750.7
平成 20 年	43.1	13.7	167	15	318.5	288.6	821.5
平成 21 年	43.1	13.2	171	14	313.5	287.7	782.3
平成 22 年	43.0	12.7	170	16	297.4	269.4	706.9
平成 23 年	43.2	12.8	171	16	300.2	272.0	751.9
平成 24 年	44.0	12.7	169	17	303.2	273.2	705.7
平成 25 年	43.6	12.2	167	17	302.5	271.8	626.8
平成 26 年	43.5	12.4	167	15	302.1	276.4	668.4
平成 27 年	43.3	12.5	168	18	313.9	282.9	693.9
平成 28 年	43.5	12.6	169	16	313.9	284.6	741.1
平成 29 年	44.0	12.9	169	18	314.9	281.5	845.0
平成 30 年	44.7	12.9	168	17	313.1	281.8	791.4
令和 元年	44.3	13.0	163	16	315.8	282.3	839.0
令和 2 年	44.8	13.1	168	14	306.8	280.8	756.7
令和 3 年	45.3	14.1	168	13	322.3	293.4	764.9
令和 4 年	46.0	13.6	168	15	325.2	294.5	798.5
令和 5 年	45.4	12.9	170	14	312.9	284.4	781.5
女性労働者							
平成 18 年	41.1	9.7	168	7	210.9	197.5	515.4
平成 19 年	41.5	9.7	166	8	208.7	193.3	479.0
平成 20 年	41.0	9.3	165	6	208.4	195.1	487.7
平成 21 年	40.0	9.2	168	7	214.0	200.9	429.3
平成 22 年	40.5	9.5	166	6	209.9	196.3	473.4
平成 23 年	42.0	9.3	167	6	200.5	190.9	409.6
平成 24 年	41.7	10.1	166	6	215.6	202.2	501.8
平成 25 年	41.5	9.1	163	8	215.3	199.0	437.9
平成 26 年	43.1	10.4	164	6	212.2	198.5	474.7
平成 27 年	42.2	9.8	166	9	222.6	206.0	483.6
平成 28 年	42.6	10.4	165	7	229.6	216.7	525.9
平成 29 年	41.8	9.7	167	8	226.6	212.6	489.7
平成 30 年	42.8	10.7	164	8	228.6	212.8	540.1
令和 元年	43.5	10.3	161	6	225.4	210.5	509.4
令和 2 年	43.7	10.7	164	6	234.7	222.7	524.4
令和 3 年	44.3	10.8	163	6	234.7	222.5	546.1
令和 4 年	44.2	10.9	165	5	238.3	226.0	491.8
令和 5 年	43.7	10.5	165	5	242.0	228.1	558.1

資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(3) 長崎県の産業・規模別きまって支給する現金給与額

長崎県の全産業における企業規模別の「きまって支給する現金給与額」については、「1000人以上」を100として全産業で比較すると、男性は、「100～999人」では74.3、「10～99人」では72.2となっている。これに対して女性は、それぞれ84.4、89.6となっており、規模間の格差は男性のほうが大きくなっている。



○1000人以上（産業・規模別きまって支給する現金給与額）を100とした場合の比率

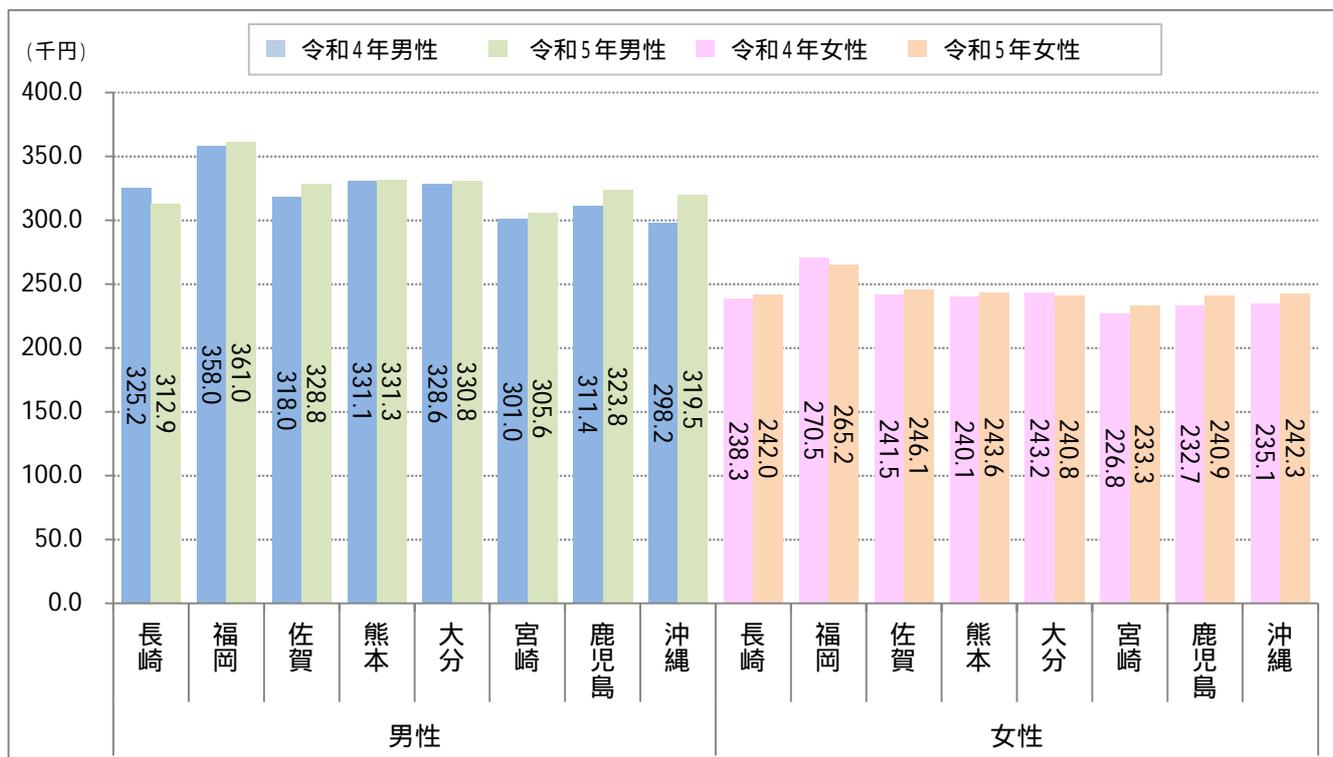
	男性		女性	
	100～999人	10～99人	100～999人	10～99人
全産業	74.3	72.2	84.4	89.6
建設業	70.3	68.3	75.9	86.4
製造業	82.7	73.0	96.4	79.2
運輸業, 郵便業	75.8	73.6	88.7	74.7
卸売業, 小売業	85.2	84.3	105.9	101.8
宿泊業, 飲食サービス業	98.1	94.2	85.9	82.8
医療, 福祉	62.9	65.3	80.9	94.8
サービス業 (他に分類されないもの) 注	100.4	99.3	104.8	109.0

注：日本標準産業分類「大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）」
R 8 8 廃棄物処理業、R 8 9 自動車整備業、R 9 0 機械等修理業（別掲を除く）、
R 9 1 職業紹介・労働者派遣業、R 9 2 その他の事業サービス業、R 9 3 政治・経済・文化団体、
R 9 4 宗教、R 9 5 その他のサービス業、R 9 6 外国公務

資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(4)九州・沖縄各県の男女別のきまって支給する現金給与額(産業計・企業規模計10人以上)

長崎県における男女別の「きまって支給する現金給与額」を九州・沖縄8県で比較すると、男性は前年の4位から7位へ後退したが、女性は前年と同じで5位となっている。

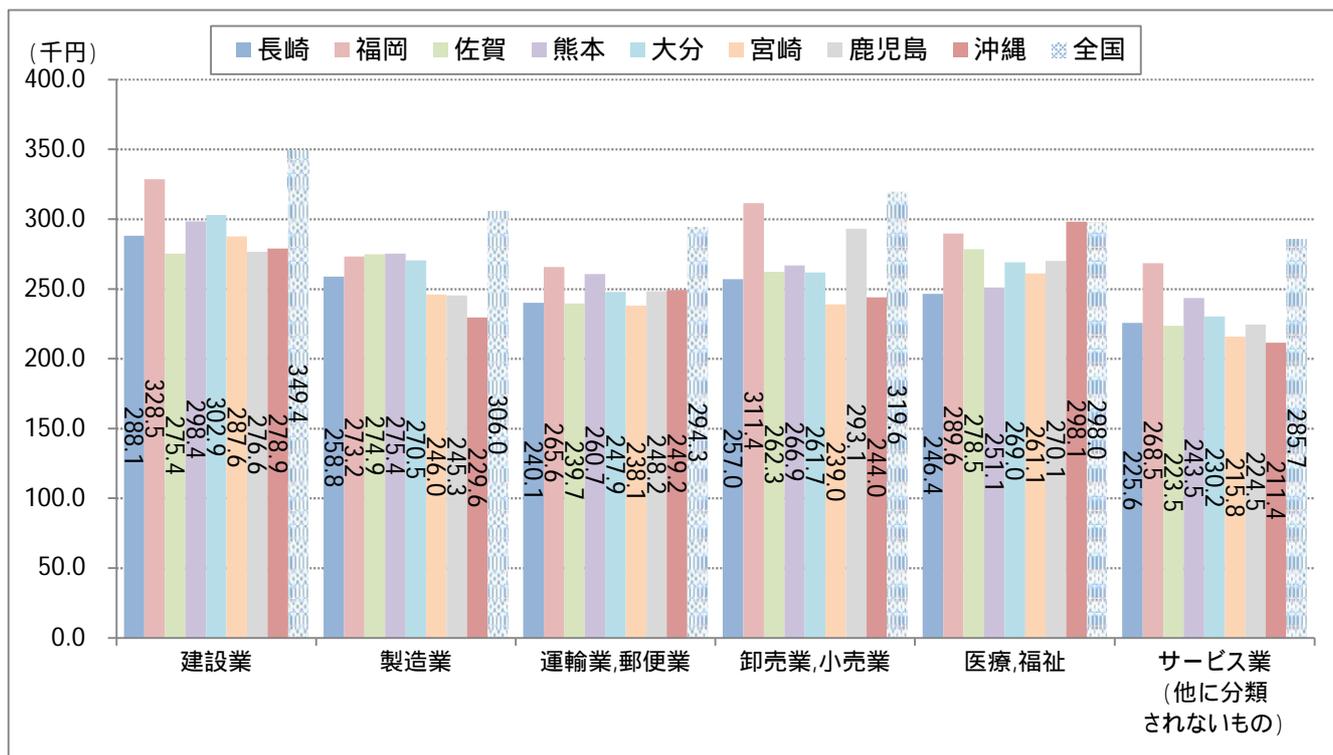


資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(5)九州・沖縄各県の産業別の所定内給与額(男女計・企業規模計10人以上)

九州・沖縄各県の産業別所定内給与額を全国平均と比較すると、沖縄県の「医療、福祉」を除いて他は全国平均を下回っている。

長崎県と全国平均との差が最も小さいのは、「製造業」となっている。

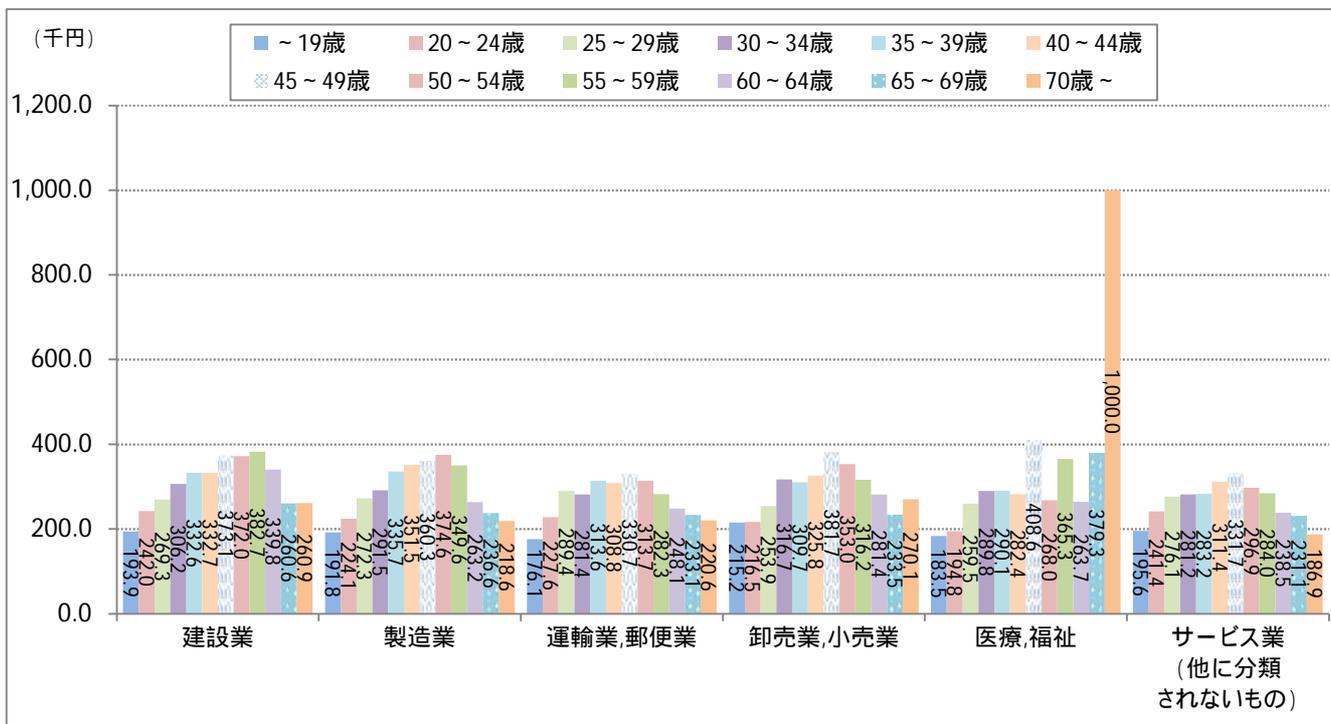


資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(6) 長崎県の年齢・産業別きまって支給する現金給与額(企業規模計10人以上)

男性

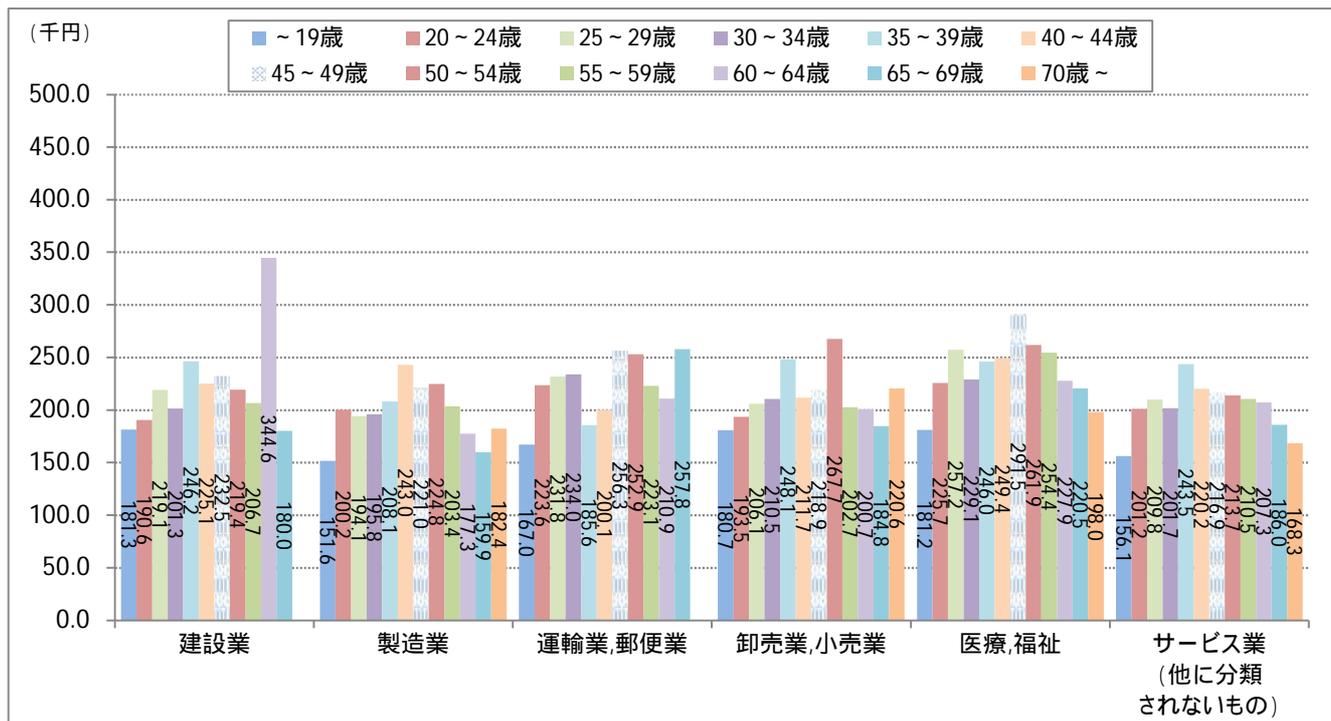
男性の「きまって支給する現金給与額」を年齢別に比較すると、「医療、福祉」においては、「70歳～」の階層が突出して高く、また、同業種の「45歳～49歳、55～59歳、65～69歳」の各年齢層でも他業種と比較すると高い傾向を示している。他は概ね「45～59歳」前後の階層を中心とした山型を形成している。



女性

女性の年齢別「きまって支給する現金給与額」は、「建設業」の「60歳～64歳」の階層が突出して高い給与額を示しているが、これは、当該業種に従事する女性の統計データ数が男性と比べて少ない(約1/10)ことによると思われる。

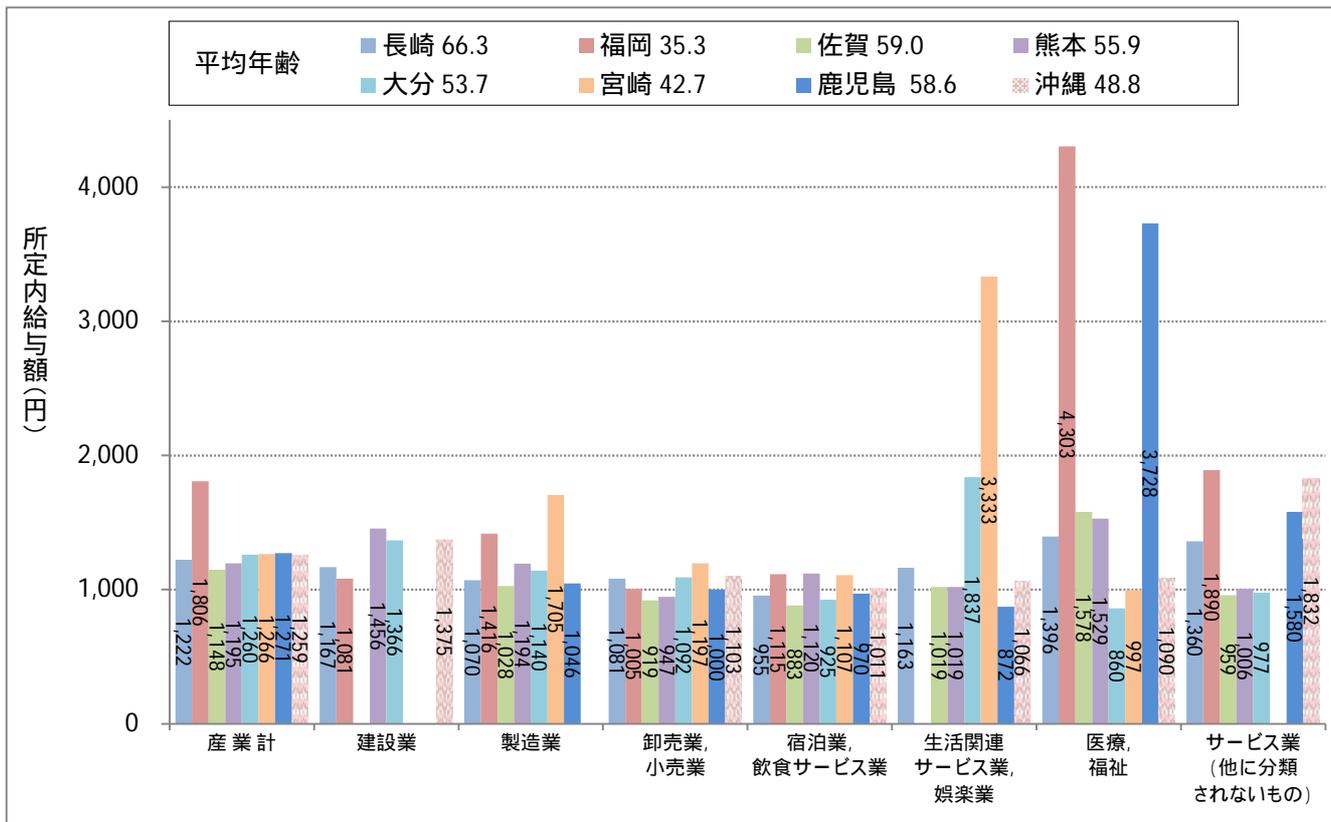
グラフは男性と同様にすべての業種で概ね山型を形成しているものの、その山型の中心年齢階層は業種によって相違している。



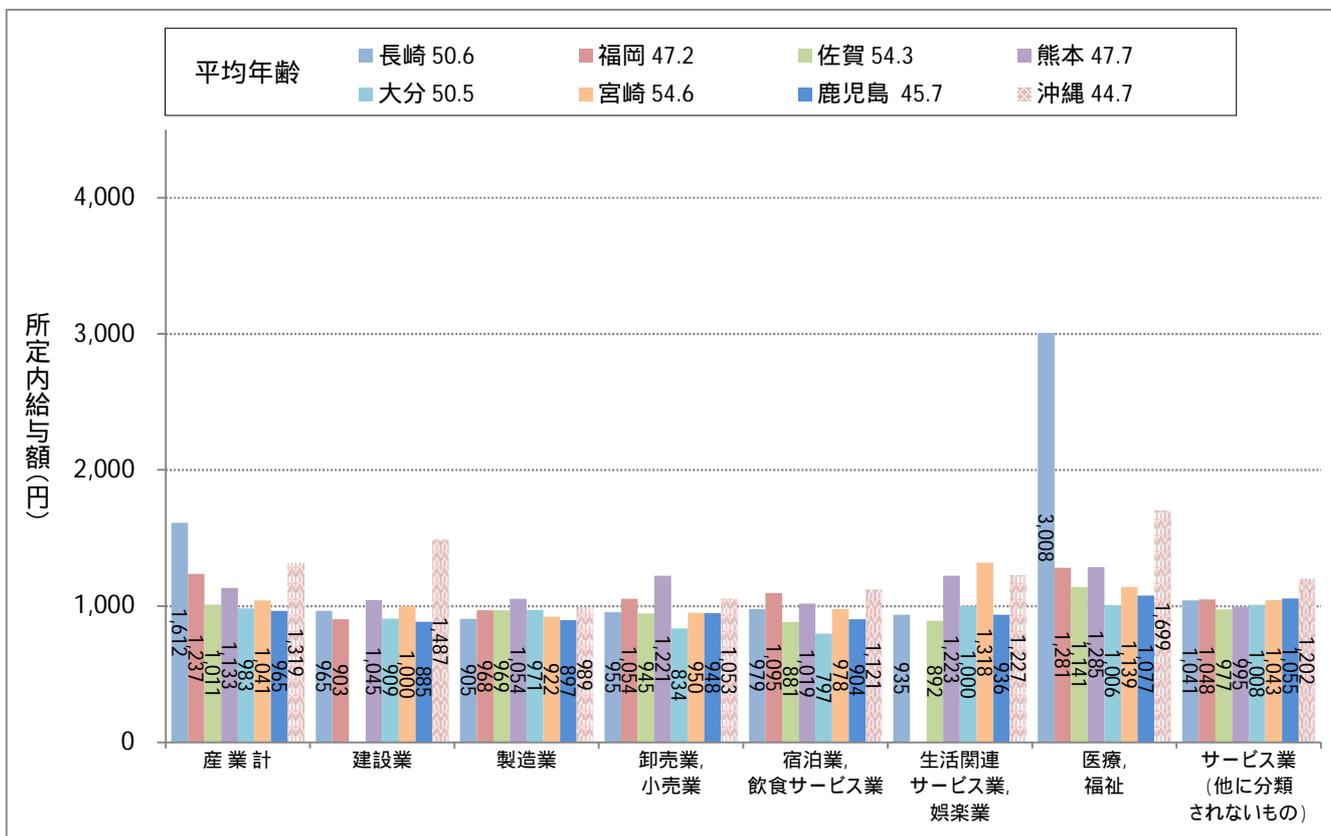
資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(7)九州・沖縄各県の短時間労働者の時間当たりの所定内給与額及び平均年齢
(企業規模5～9人)

男性



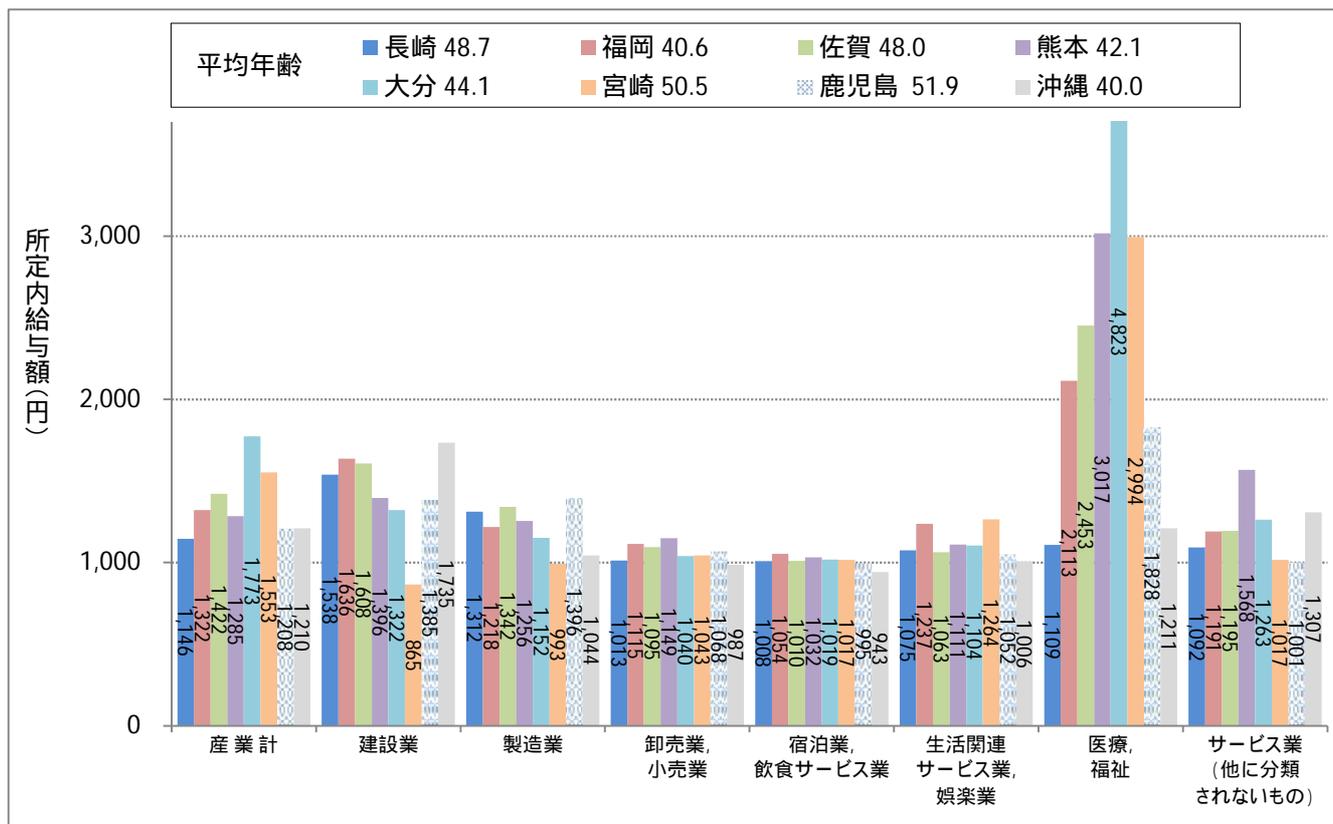
女性



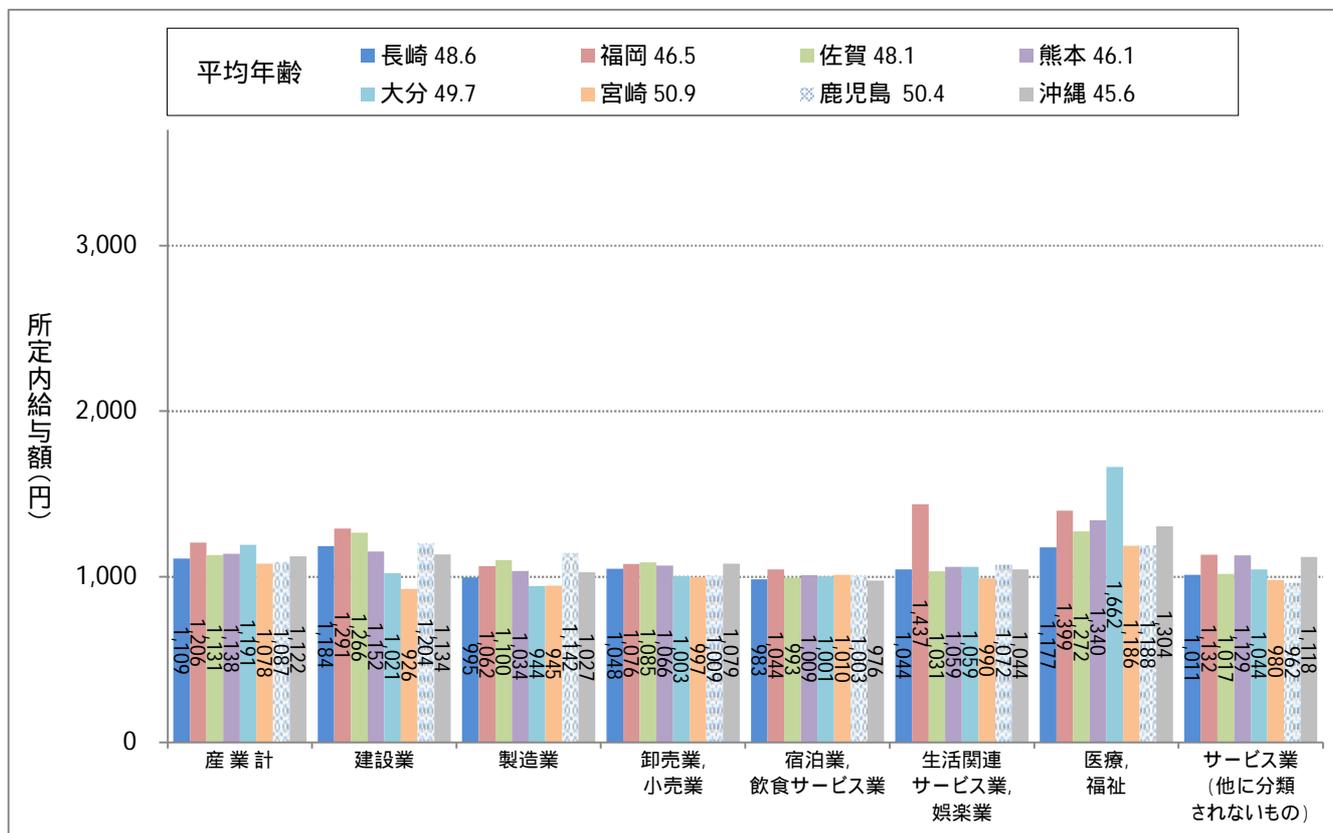
資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(8)九州・沖縄各県の短時間労働者の時間当たりの所定内給与額及び平均年齢
(企業規模計10人以上)

男性



女性



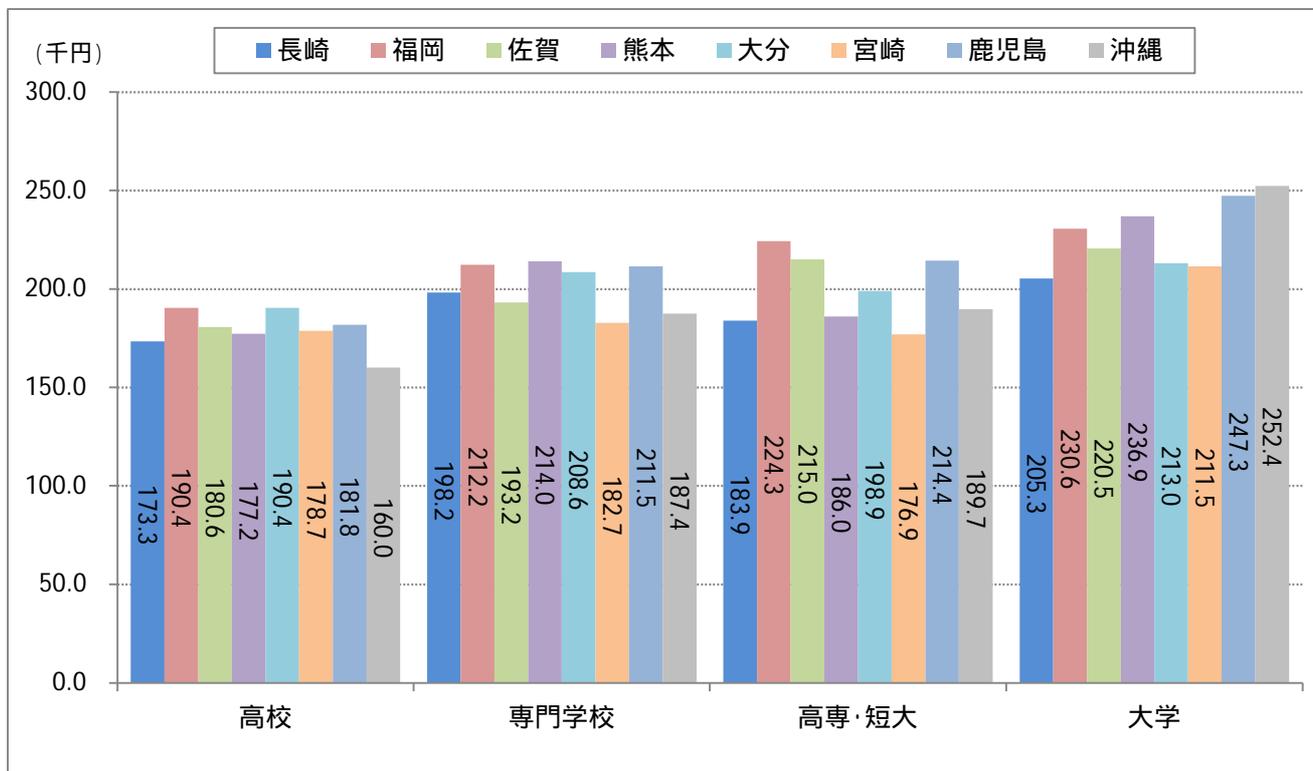
資料出所: 厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(9)九州・沖縄各県の性別、学歴別新規学卒者所定内給与額(企業規模計10人以上・産業計)

男女とも令和2年より賃金構造基本統計調査項目に、新たに「専門学校」が追加されている。

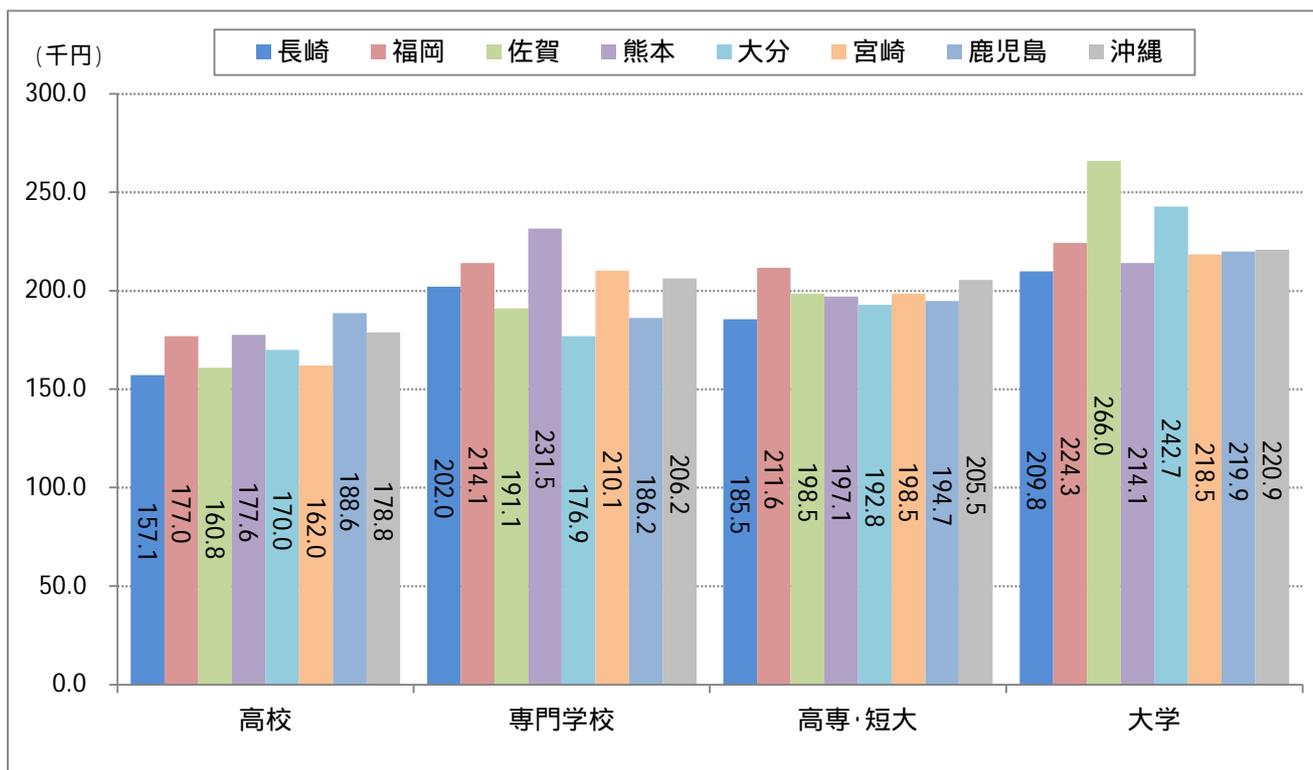
男性

長崎県における男性の学歴別新規学卒者所定内給与額を九州・沖縄8県と比較すると、高卒が7位、専門学校卒が5位、高専・短大卒が7位、大学卒が8位となっている。



女性

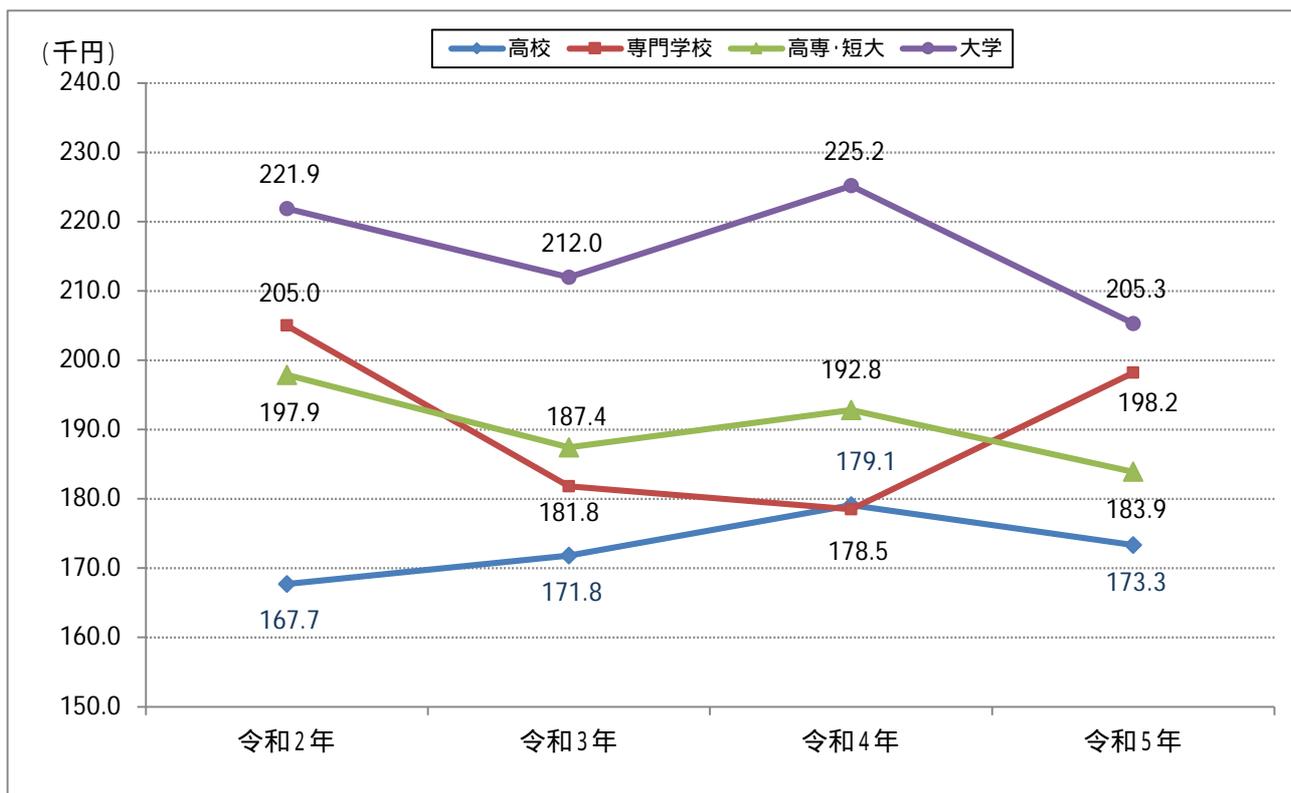
長崎県における女性の学歴別新規学卒者所定内給与額を九州・沖縄8県と比較すると、高卒が8位、専門学校卒が5位、高専・短大卒が8位、大学卒が8位となっている。



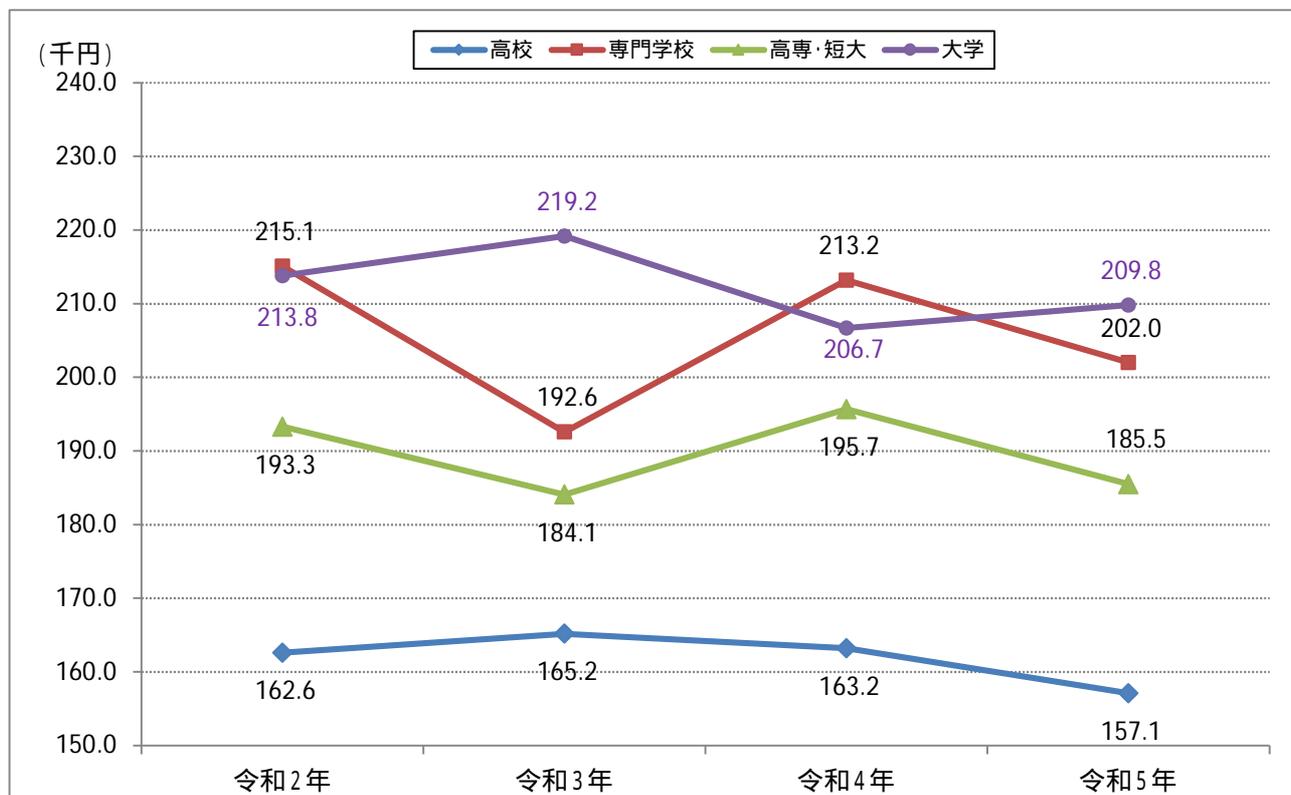
資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(10)長崎県の性別、学歴別新規学卒者所定内給与額(企業規模計10人以上)の推移

男性

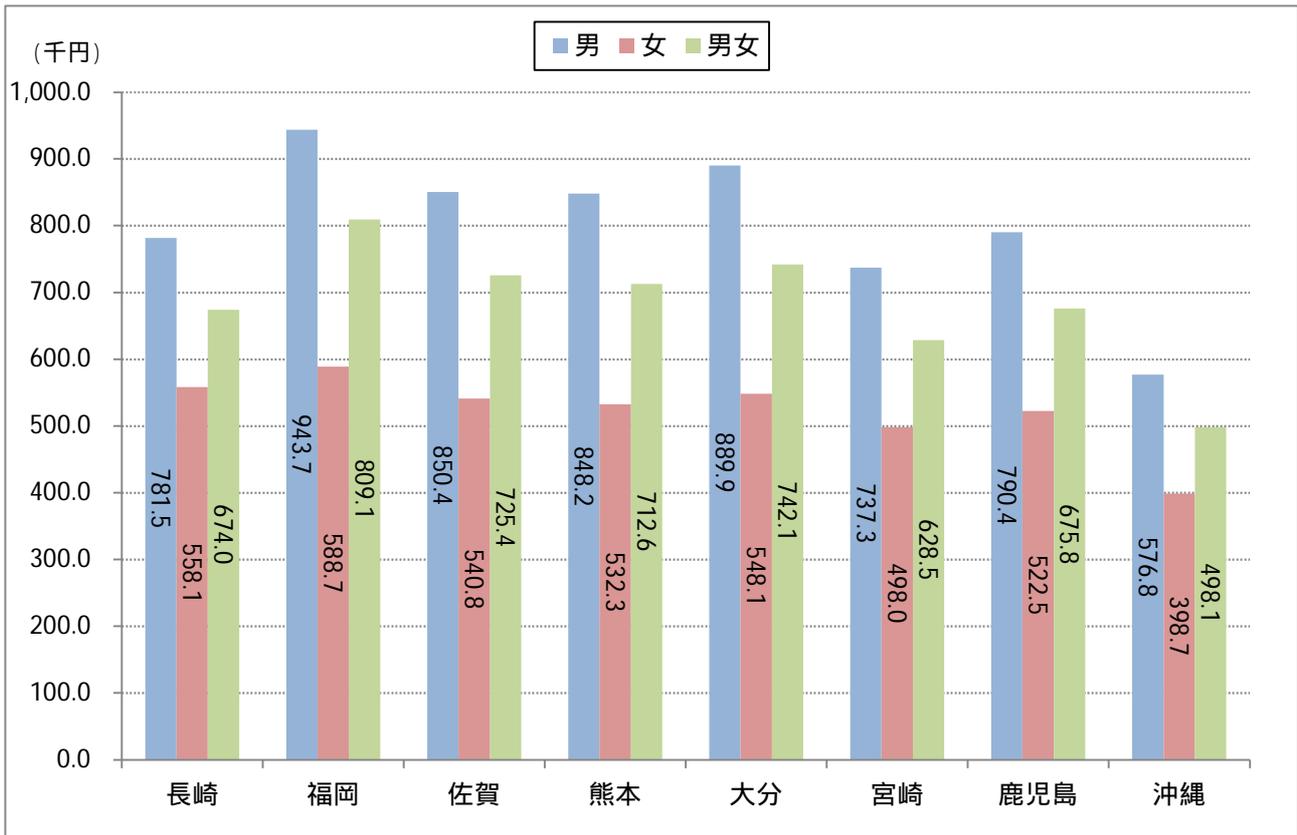


女性



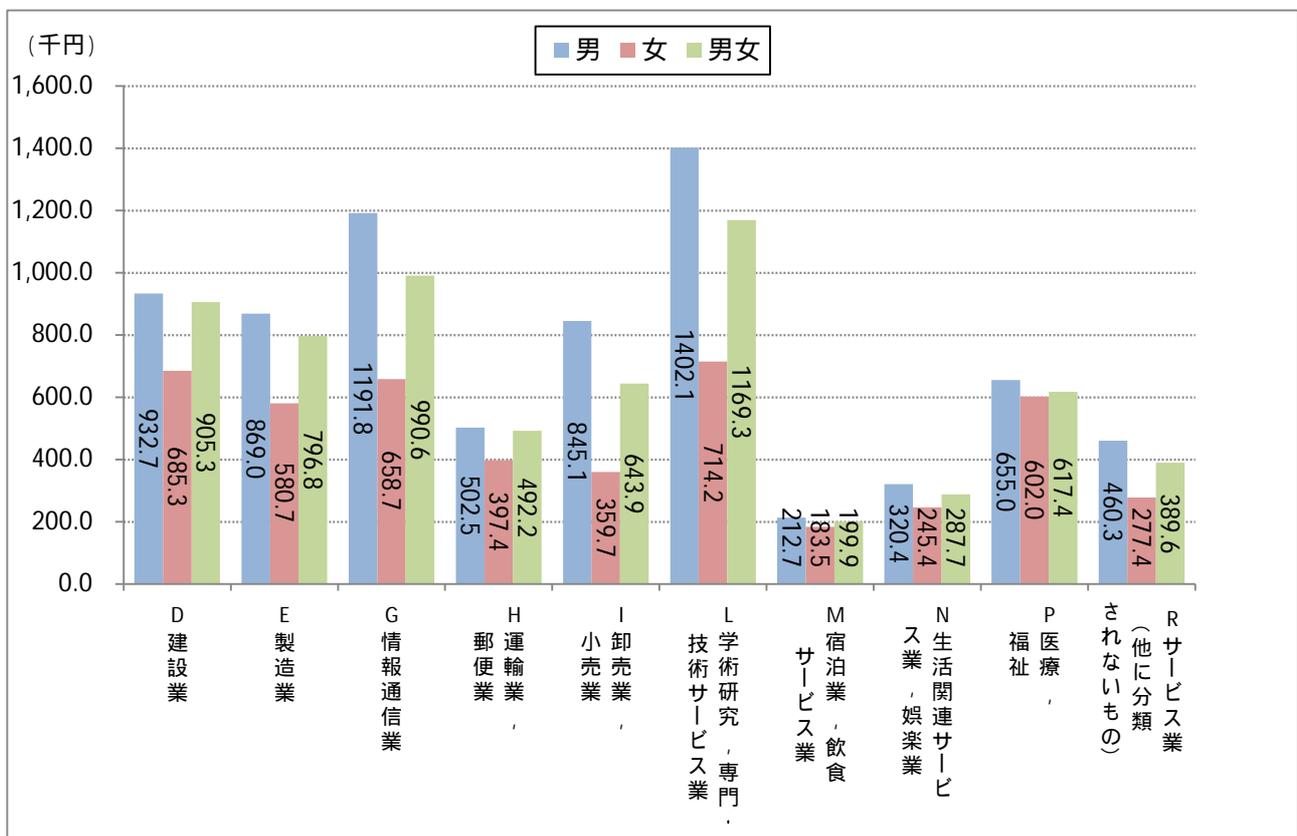
資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(11)九州・沖縄各県の年間賞与その他特別給与額(企業規模計10人以上)



資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

(12)長崎県の産業別年間賞与その他特別給与額(企業規模計10人以上)

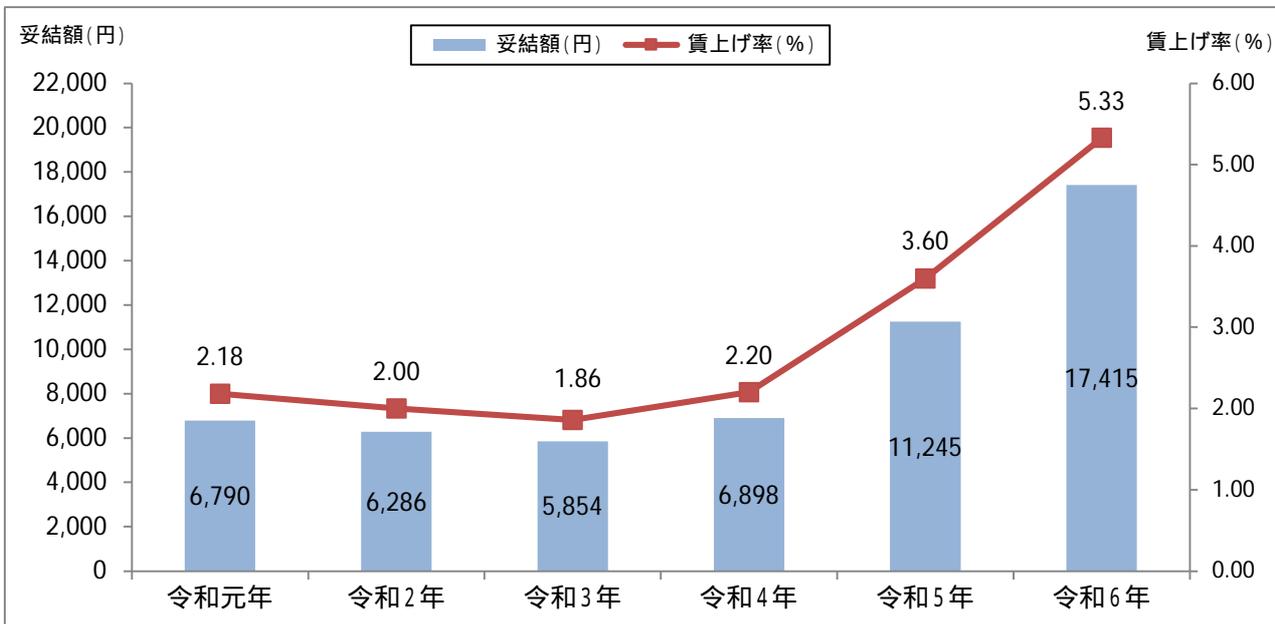


資料出所：厚生労働省 賃金構造基本統計調査報告

2 賃上げ状況等

(1) 全国の民間主要企業春季賃上げ妥結状況 <加重平均>

主要企業	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
妥結額(円)	6,790	6,286	5,854	6,898	11,245	17,415
賃上げ率(%)	2.18	2.00	1.86	2.20	3.60	5.33



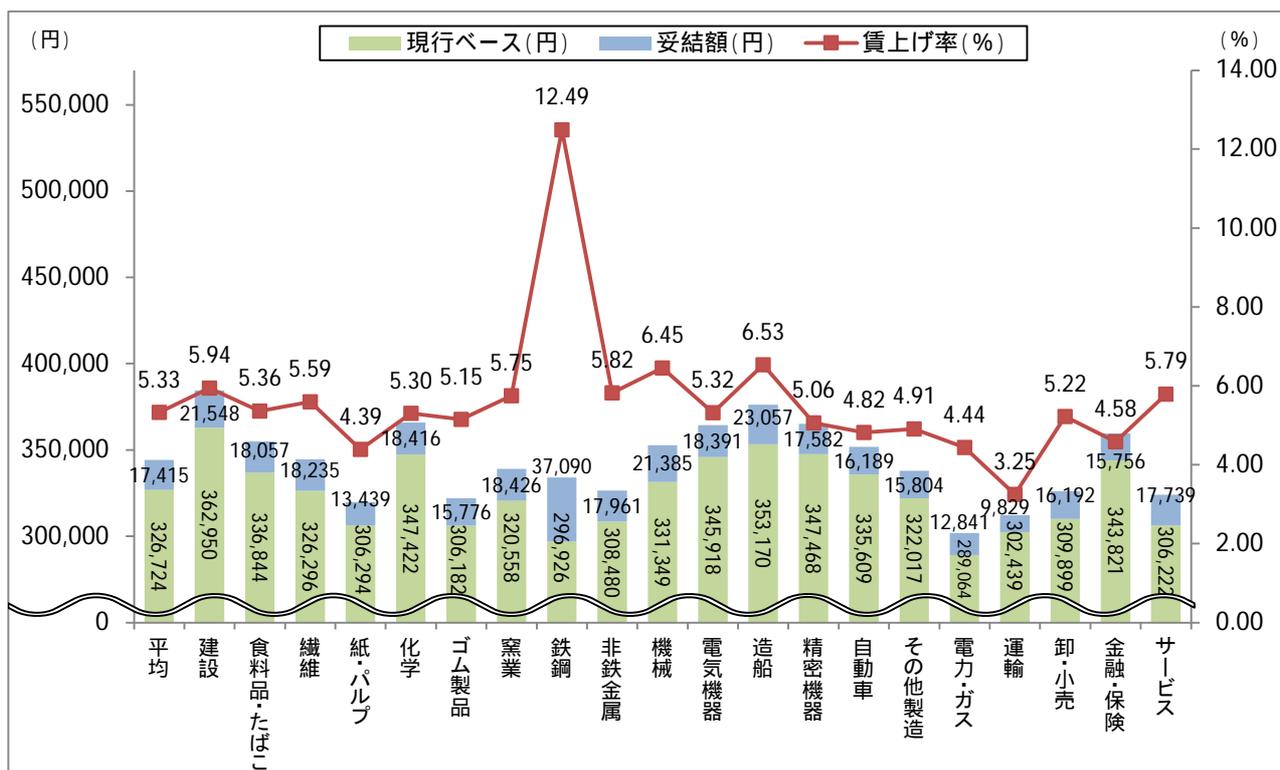
資料出所：令和6年8月2日厚生労働省労使関係担当参事官室記者発表

(2) 令和6年全国主要企業の状況(産業別) <加重平均>

集計対象企業は、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合のある企業のうち、妥結額(定期昇給込みの賃上げ額)などを把握できた348社である。

(数値は、各企業の組合員数による加重平均。)

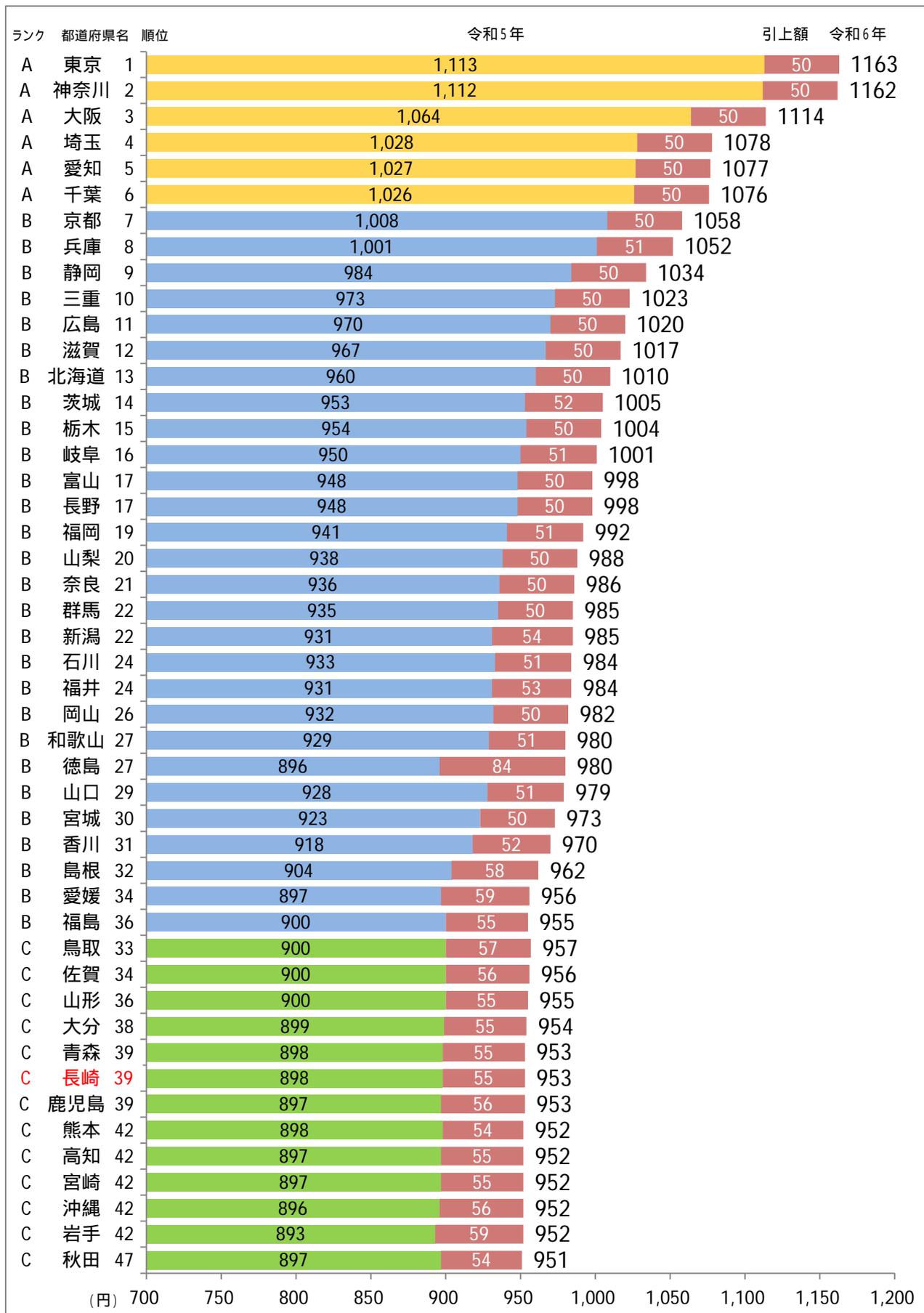
妥結額は、原則として定期昇給込みの賃上げ額を用いたが、一部に年齢ポイント(30歳、35歳など)での妥結額を含んでいる。



資料出所：令和6年8月2日厚生労働省労使関係担当参事官室記者発表

3 地域別最低賃金

(1) 令和6年度地域別最低賃金の決定状況



(注) Aランク Bランク Cランク

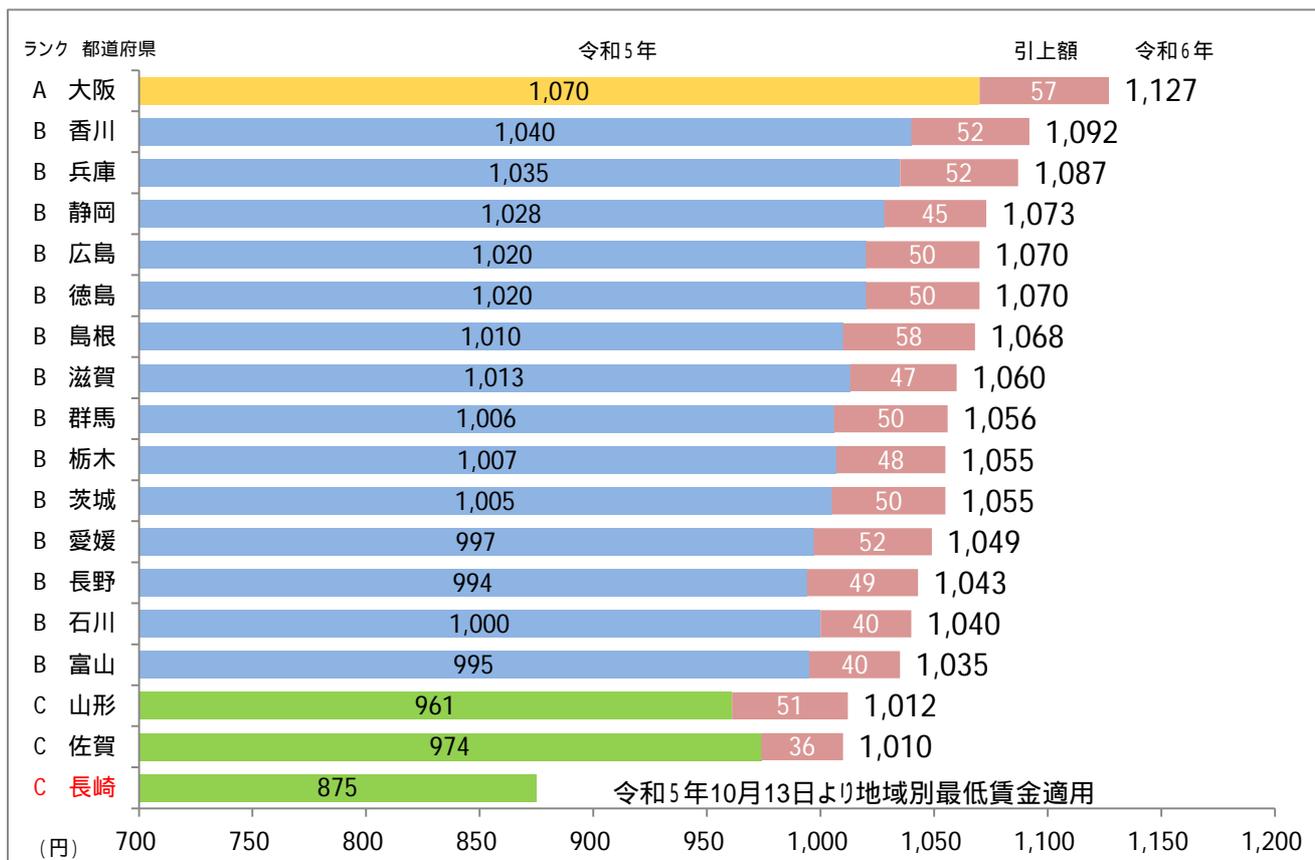
(2) 長崎県最低賃金の推移

	最低賃金額		引上げ額		引上げ率		効力発生の日
	日額(円)	時間額(円)	日額(円)	時間額(円)	日額(%)	時間額(%)	
平成11年度	4,758	595	45	5	0.95	0.85	平成11年10月 1日
平成12年度	4,797	600	39	5	0.82	0.84	平成12年10月 1日
平成13年度	4,832	604	35	4	0.73	0.67	平成13年10月 1日
平成14年度		605		1		0.17	平成14年10月 6日
平成15年度		605					平成14年10月 6日
平成16年度		606		1		0.17	平成16年10月 1日
平成17年度		608		2		0.33	平成17年10月 1日
平成18年度		611		3		0.49	平成18年10月 1日
平成19年度		619		8		1.31	平成19年10月21日
平成20年度		628		9		1.45	平成20年10月30日
平成21年度		629		1		0.16	平成21年10月10日
平成22年度		642		13		2.07	平成22年11月 4日
平成23年度		646		4		0.62	平成23年10月12日
平成24年度		653		7		1.08	平成24年10月24日
平成25年度		664		11		1.68	平成25年10月20日
平成26年度		677		13		1.96	平成26年10月 1日
平成27年度		694		17		2.51	平成27年10月 7日
平成28年度		715		21		3.03	平成28年10月 6日
平成29年度		737		22		3.08	平成29年10月 6日
平成30年度		762		25		3.39	平成30年10月 6日
令和元年度		790		28		3.67	令和元年10月 3日
令和2年度		793		3		0.38	令和2年10月 3日
令和3年度		821		28		3.53	令和3年10月 2日
令和4年度		853		32		3.90	令和4年10月 8日
令和5年度		898		45		5.28	令和5年10月13日
令和6年度		953		55		6.12	令和6年10月12日

4 特定最低賃金

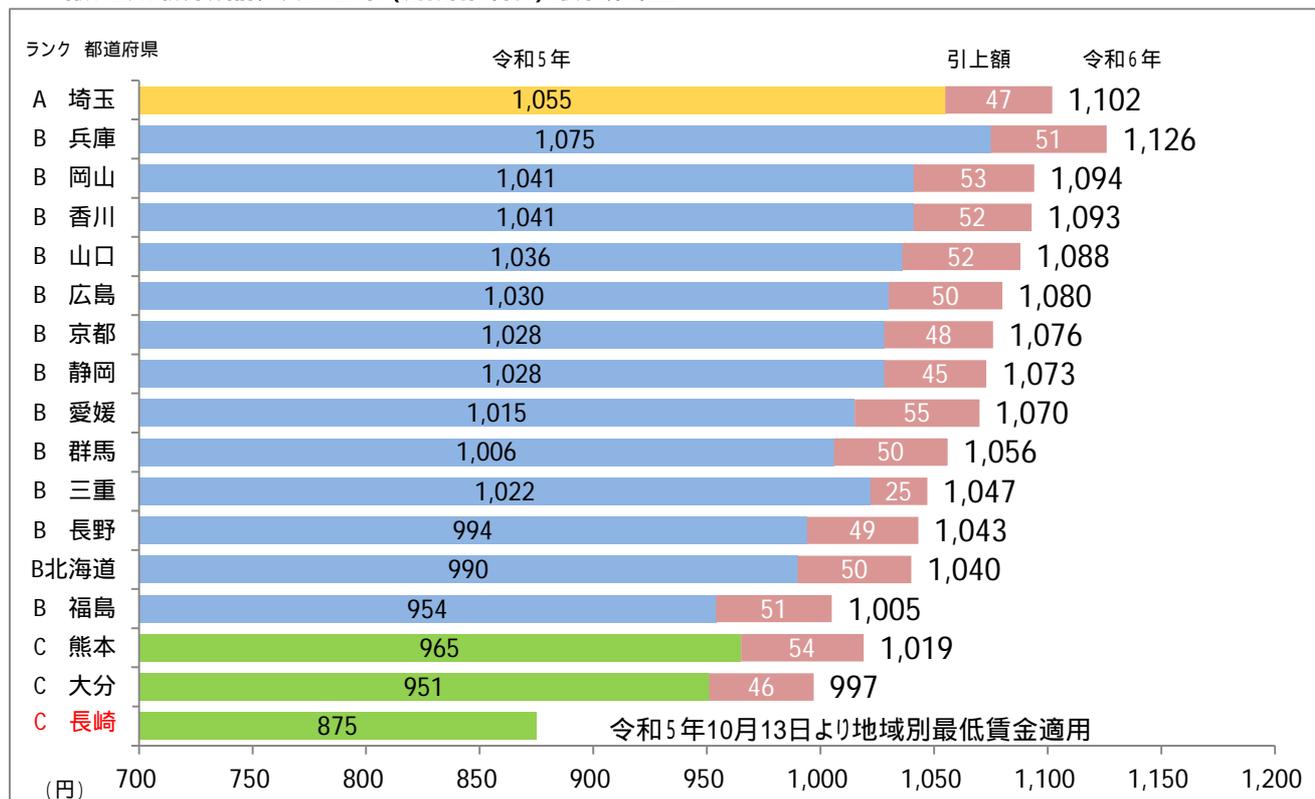
(1) 令和6年度特定最低賃金の決定状況(業種別)

はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業等最低賃金



東京、神奈川、千葉、愛知、三重、京都、奈良、長崎は令和6年度の改定は行われなかったため、地域別最低賃金が適用される。

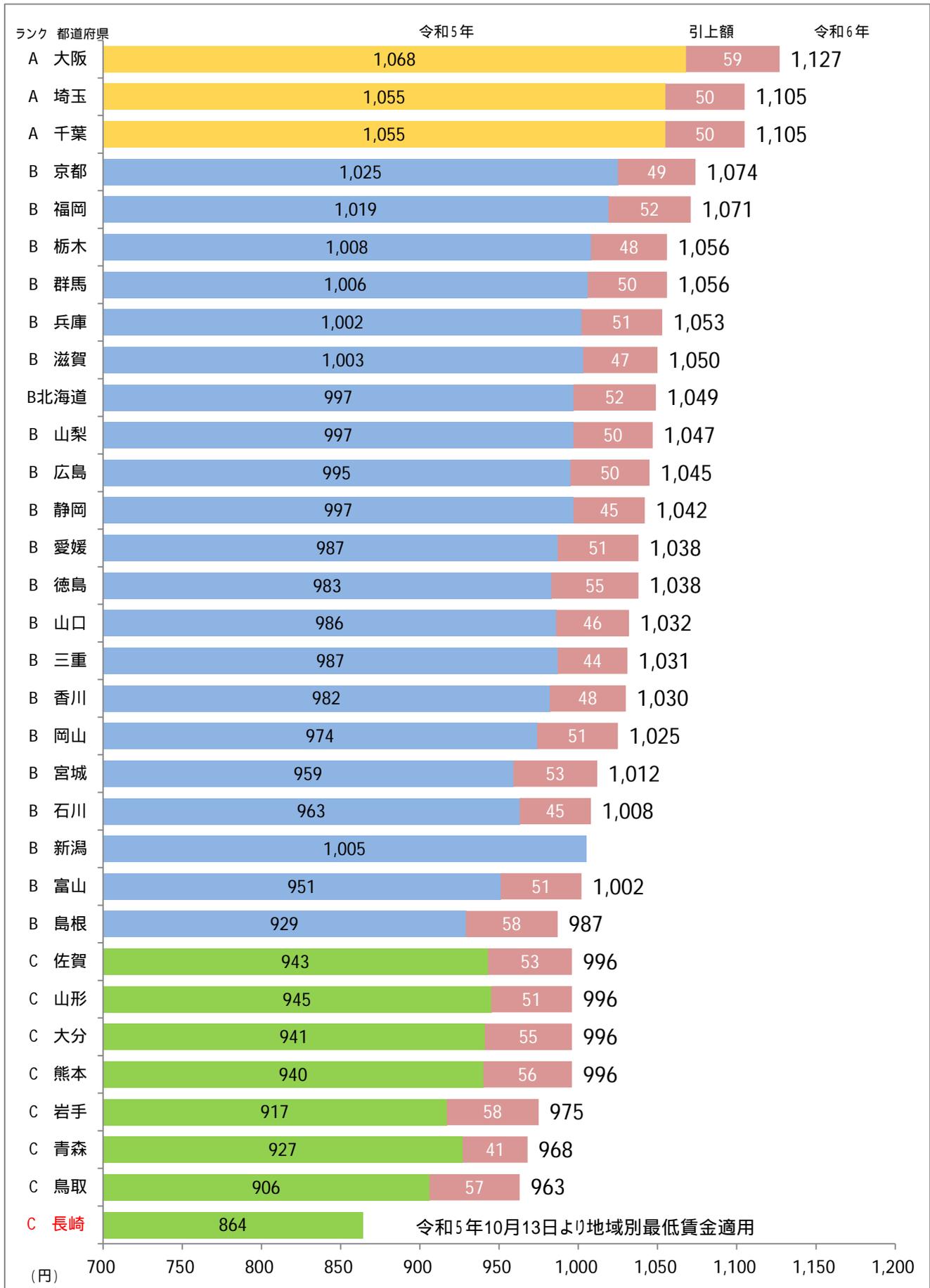
輸送用機械器具製造業(船舶関係)最低賃金



東京、神奈川、長崎は令和6年度の改定は行われなかったため、地域別最低賃金が適用される。

(注) Aランク Bランク Cランク

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業等最低賃金



福島、東京、神奈川、福井、岐阜、愛知、高知、長崎、宮崎、鹿児島は令和6年度の改定は行われなかったため、地域別最低賃金が適用される。

(注) Aランク Bランク Cランク

(2)長崎県特定最低賃金の推移

はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金

年 度	最低賃金額		引 上 げ 額		引 上 げ 率		効力発生の日
	日額(円)	時間額(円)	日額(円)	時間額(円)	日額(%)	時間額(%)	
平成9年度	5,533	692	135	17	2.50	2.52	平成9年12月18日
平成10年度	5,646	706	113	14	2.04	2.02	平成10年12月31日
平成11年度	5,702	713	56	7	0.99	0.99	平成11年12月17日
平成12年度	5,754	720	52	7	0.91	0.98	平成12年12月28日
平成13年度	5,794	725	40	5	0.70	0.69	平成13年12月28日
平成14年度	5,802	725	8	0	0.14	0.00	平成14年12月29日
平成15年度	-	726	-	1	-	0.14	平成15年12月25日
平成16年度	-	727	-	1	-	0.14	平成16年12月24日
平成17年度	-	730	-	3	-	0.41	平成17年12月25日
平成18年度	-	735	-	5	-	0.68	平成18年12月22日
平成19年度	-	746	-	11	-	1.50	平成19年12月29日
平成20年度	-	757	-	11	-	1.47	平成21年1月3日
平成21年度	-	760	-	3	-	0.40	平成22年1月3日
平成22年度	-	768	-	8	-	1.05	平成23年1月7日
平成23年度	-	773	-	5	-	0.65	平成24年1月6日
平成24年度	-	779	-	6	-	0.78	平成25年1月2日
平成25年度	-	788	-	9	-	1.16	平成26年1月4日
平成26年度	-	800	-	12	-	1.52	平成26年12月13日
平成27年度	-	813	-	13	-	1.63	平成27年12月25日
平成28年度	-	829	-	16	-	1.97	平成29年1月1日
平成29年度	-	846	-	17	-	2.05	平成29年12月14日
平成30年度	-	861	-	15	-	1.77	平成30年12月12日
令和元年度	-	875	-	14	-	1.63	令和元年12月7日

令和2年度以降の改定はありませんでした。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

年 度	最低賃金額		引 上 げ 額		引 上 げ 率		効力発生の日
	日額(円)	時間額(円)	日額(円)	時間額(円)	日額(%)	時間額(%)	
平成9年度	5,080	635	123	15	2.48	2.42	平成9年12月26日
平成10年度	5,179	648	99	13	1.95	2.05	平成10年12月16日
平成11年度	5,230	654	51	6	0.98	0.93	平成11年12月16日
平成12年度	5,277	660	47	6	0.90	0.92	平成12年12月13日
平成13年度	5,316	665	39	5	0.74	0.76	平成13年12月26日
平成14年度	5,324	665	8	0	0.15	0.00	平成14年12月29日
平成15年度	-	666	-	1	-	0.15	平成15年12月17日
平成16年度	-	668	-	2	-	0.30	平成16年12月25日
平成17年度	-	671	-	3	-	0.45	平成17年12月25日
平成18年度	-	676	-	5	-	0.75	平成18年12月22日
平成19年度	-	685	-	9	-	1.33	平成20年1月5日
平成20年度	-	695	-	10	-	1.46	平成21年1月1日
平成21年度	-	698	-	3	-	0.43	平成21年12月31日
平成22年度	-	706	-	8	-	1.15	平成23年1月7日
平成23年度	-	711	-	5	-	0.71	平成24年1月6日
平成24年度	-	717	-	6	-	0.84	平成25年1月19日
平成25年度	-	726	-	9	-	1.26	平成26年1月16日
平成26年度	-	734	-	8	-	1.10	平成26年12月31日
平成27年度	-	748	-	14	-	1.91	平成28年1月9日
平成28年度	-	765	-	17	-	2.27	平成28年12月30日
平成29年度	-	785	-	20	-	2.61	平成29年12月29日
平成30年度	-	808	-	23	-	2.93	平成30年12月27日
令和元年度	-	833	-	48	-	5.94	令和元年12月27日
令和2年度	-	837	-	4	-	0.48	令和2年12月20日
令和3年度	-	864	-	27	-	3.23	令和3年12月29日

令和4年度以降の改定はありませんでした。

船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金

年 度	最低賃金額		引 上 げ 額		引 上 げ 率		効力発生日
	日額(円)	時間額(円)	日額(円)	時間額(円)	日額(%)	時間額(%)	
平成9年度	5,650	707	134	17	2.43	2.46	平成9年12月18日
平成10年度	5,763	721	113	14	2.00	1.98	平成10年12月13日
平成11年度	5,817	728	54	7	0.94	0.97	平成11年12月18日
平成12年度	5,870	734	53	6	0.91	0.82	平成12年12月30日
平成13年度	5,910	739	40	5	0.68	0.68	平成13年12月29日
平成14年度	5,918	739	8	0	0.14	0.00	平成14年12月29日
平成15年度	-	740	-	1	-	0.14	平成15年12月20日
平成16年度	-	741	-	1	-	0.14	平成16年12月26日
平成17年度	-	744	-	3	-	0.40	平成17年12月25日
平成18年度	-	748	-	4	-	0.54	平成18年12月22日
平成19年度	-	759	-	11	-	1.47	平成19年12月29日
平成20年度	-	770	-	11	-	1.45	平成20年12月26日
平成21年度	-	774	-	4	-	0.52	平成21年12月30日
平成22年度	-	783	-	9	-	1.16	平成23年1月5日
平成23年度	-	788	-	5	-	0.64	平成24年1月7日
平成24年度	-	791	-	3	-	0.38	平成25年1月4日
平成25年度	-	800	-	9	-	1.14	平成26年1月16日
平成26年度	-	810	-	10	-	1.25	平成26年12月31日
平成27年度	-	821	-	11	-	1.36	平成27年12月18日
平成28年度	-	832	-	11	-	1.34	平成28年12月28日
平成29年度	-	846	-	14	-	1.68	平成29年12月15日
平成30年度	-	861	-	15	-	1.77	平成30年12月14日
令和元年度	-	875	-	14	-	1.63	令和元年11月29日

令和2年度以降の改定はありませんでした。

長崎県の最低賃金

長崎県最低賃金	1時間 953円 効力発生日 令和6年10月12日	長崎県の事業場で働くすべての労働者(パート、アルバイト等を含む)とその使用者に適用されます。
---------	------------------------------	--

特定最低賃金	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 〔令和5年10月12日までは875円 効力発生日 令和元年12月7日〕	令和6年度の特定(産業別)最低賃金額は、改正されませんでしたので、令和6年10月12日から全産業に地域別最低賃金額953円が適用されます。 〔令和5年10月13日から令和6年10月11日までは長崎県最低賃金898円が適用されます。〕
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 〔令和5年10月12日までは864円 効力発生日 令和3年12月29日〕	
	船舶製造・修理業，船用機関製造業 〔令和5年10月12日までは875円 効力発生日 令和元年11月29日〕	

1 最低賃金には次の手当は算入されません。
精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金